

みどり市浄化槽設置整備補助金交付要綱

令和2年3月31日
告示第84号

みどり市浄化槽設置整備補助金交付要綱(平成29年みどり市告示第11号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この告示は、生活排水の排出による公共用水域(水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第1項に規定する公共用水域をいう。)の水質の汚濁を防止するため、浄化槽(浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第1号に規定する浄化槽をいう。以下同じ。)を設置する者に対し、みどり市浄化槽設置整備補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、みどり市補助金等に関する規則(平成18年みどり市規則第40号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象区域)

第2条 補助金の交付の対象となる区域は、次の各号のいずれにも該当しない市の区域とする。

(1) 下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の事業計画に定める公共下水道(同法第2条第3号に規定する公共下水道をいう。)の予定処理区域(同法第5条第1項第5号に規定する予定処理区域をいう。次号において同じ。)

(2) 下水道法第25条の11第1項の事業計画に定める流域下水道(同法第2条第4号に規定する流域下水道をいう。)の予定処理区域

(3) みどり市農業集落排水処理施設条例(平成18年みどり市条例第181号)第3条第1項の規定により設置する農業集落排水施設(この号において「農業集落排水施設」という。)の供用が開始された区域(農業集落排水施設への接続が困難な区域として市長が認める区域を除く。)

(補助対象浄化槽)

第3条 補助金の交付の対象となる浄化槽(次条及び第5条において「補助対象浄化槽」という。)は、次の各号のいずれにも該当する浄化槽とする。

(1) 全国浄化槽推進市町村協議会が定める浄化槽整備事業に係る浄化槽登録要領に基づく登録を受けている浄化槽

(2) 一般社団法人全国浄化槽団体連合会が行う浄化槽機能保証制度(浄化槽の機能に異常が生じた場合において、当該異常の発生の原因について責任を負うべき者が特定できないとき、又は当該異常の発生の原因について責任を負うべき者により当該浄化槽に対する補修等の措置が講じられることが著しく困難なときに、一般社団法人全国浄化槽団体連合会が当該措置に要する費用を負担する制度をいう。)の対象として登録を受けている浄化槽

(3) 処理対象人員が10人以下の浄化槽

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、補助対象区域内において、次の各号のいずれかの場合において、住宅(小規模の店舗等を併設した住宅であって、居住の用に供する部分の床面積が当該住宅の床面積の合計の2分の1以上で

あるものを含む。以下この条において同じ。)に補助対象浄化槽を設置する者とする。

- (1) 単独転換(既設の単独処理浄化槽(浄化槽法第3条の2第2項の規定により浄化槽とみなされたものをいう。)を撤去し、又は雨水貯留槽等に再利用して浄化槽を設置することをいう。以下同じ。)による場合(住宅の建替えに合わせて単独転換を行う場合を除く。)
 - (2) くみ取り転換(既設のくみ取り便槽(し尿を貯留し、定期的にくみ取って処分する方式の便槽(泡又は少量の水を使用する簡易水洗便所で定期的にくみ取る方式のものを含む。)をいう。)を撤去し、又は雨水貯留槽等に再利用して浄化槽を設置することをいう。以下同じ。)による場合(住宅の建替えに合わせてくみ取り転換を行う場合を除く。)
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としなない。
- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認を受けずに建築した住宅に浄化槽を設置する者
 - (2) 浄化槽法第5条第1項の規定による届出を行わずに住宅に浄化槽を設置する者
 - (3) 補助金の交付の決定を受ける前に補助対象浄化槽の設置に係る工事(以下「補助対象工事」という。)に着手した者
 - (4) 販売、賃貸その他自らが居住すること以外の目的により住宅に浄化槽を設置する者
 - (5) 住宅を居住のために継続的に使用すると認められない者
 - (6) 市税を滞納している者
 - (7) 公共事業の補償を受けて浄化槽を設置する者

- 3 補助対象者は、補助金の交付を受けて住宅に浄化槽を設置した後、浄化槽法第7条、第10条及び第11条の規定により課される義務を履行しなければならない。
(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の表の左欄に掲げる補助対象浄化槽の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額(その額が補助対象工事に要する費用に相当する額を超えるときは、当該額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額))に30万円(補助対象浄化槽の設置に伴う配管の工事に要する費用に相当する額が30万円を超えないときは、当該額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額))を加算した額とする。

区分	額
5人槽	39万円
7人槽	45万6,000円
10人槽	55万8,000円

(令4告示25・一部改正)

(交付の申請及び決定)

- 第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、みどり市浄化槽設置整備補助金交付申請書(様式第1号)に、必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときはみどり市浄化槽設置整備補助金交付決定通知書(様式第2号)により、当

該申請を却下したときはみどり市浄化槽設置整備補助金却下通知書(様式第3号)により、当該補助対象者に通知するものとする。

(変更の申請及び決定)

第7条 補助対象者は、補助金の交付の決定を受けた後に、やむを得ない理由により申請の内容を変更しようとするときは、みどり市浄化槽設置整備補助金変更交付申請書(様式第4号)に、その変更の内容が分かる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、みどり市浄化槽設置整備補助金変更交付決定通知書(様式第5号)により、補助対象者に通知するものとする。

(工事遅延の届出)

第8条 補助対象者は、補助対象工事が予定の期間内に完了しないことが明らかになったとき又はその実施が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、当該補助対象工事が完了したときは、速やかに、みどり市浄化槽設置整備補助金実績報告書(様式第6号)に、必要な書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、みどり市浄化槽設置整備補助金確定通知書(様式第7号)により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第11条 補助対象者は、前条の規定による通知を受けたときは、みどり市浄化槽設置整備補助金交付請求書(様式第8号)により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、補助対象者に補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し又は返還)

第12条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

(工事状況の調査)

第13条 市長は、補助金の適正な交付を行うために必要があると認めるときは、補助対象工事の状況を調査することができる。

(適用除外)

第14条 みどり市補助金等に関する規則第15条第2項の規定は、補助金については適用しない。

(補則)

第15条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

(令4告示25・全改)

附 則(令和4年3月4日告示第25号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号(規格 A4)(第6条関係)
(令4告示25・一部改正)

年 月 日

みどり市長 様

住所
氏名
電話

みどり市浄化槽設置整備補助金交付申請書

みどり市浄化槽設置整備補助金の交付を受けたいので、みどり市浄化槽設置整備補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

申請額		円
事業費	浄化槽設置工事	円
	配管工事	円
浄化槽	設置区分	単独転換 くみ取り転換
	人槽区分	人槽
工事	着工予定年月日	年 月 日
	完了予定年月日	年 月 日
公共事業に係る補償の有無		有 無

様式第2号(規格 A4) (第6条関係)

第 号
年 月 日

様

みどり市長



みどり市浄化槽設置整備補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、みどり市浄化槽設置整備補助金について、みどり市浄化槽設置整備補助金交付要綱第6条第2項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

補助金交付決定額 円

様式第3号(規格 A4) (第6条関係)

第 号
年 月 日

様

みどり市長



みどり市浄化槽設置整備補助金却下通知書

年 月 日付けで申請のあった、みどり市浄化槽設置整備補助金について、みどり市浄化槽設置整備補助金交付要綱第6条第2項の規定により、次の理由により却下することとしたので通知します。

却下理由	
------	--

様式第4号(規格 A4)(第7条関係)
(令4告示25・一部改正)

年 月 日

みどり市長 様

住所
氏名
電話

みどり市浄化槽設置整備補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた、みどり市浄化槽設置整備補助金について、その内容を変更したいので、みどり市浄化槽設置整備補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 変更交付申請額

変更前の金額	変更後の金額
円	円

2 変更の内容

変更前の内容	変更後の内容

3 変更の理由

--

様式第 5 号(規格 A4)(第 7 条関係)

第 号
年 月 日

様

みどり市長



みどり市浄化槽設置整備補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、みどり市浄化槽設置整備補助金について、補助金の額の変更を決定したので、みどり市浄化槽設置整備補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により、次のとおり通知します。

- 1 変更前の補助金交付決定額 円
- 2 変更後の補助金交付決定額 円

様式第6号(規格 A4)(第9条関係)
(令4告示25・一部改正)

年 月 日

みどり市長 様

住所
氏名
電話

みどり市浄化槽設置整備補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた、みどり市浄化槽設置整備補助金について、浄化槽設置工事が完了したので、みどり市浄化槽設置整備補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり報告します。

事業費	浄化槽設置工事	円
	配管工事	円
工事	着工年月日	年 月 日
	完了年月日	年 月 日

※市記入欄

検査年月日	年 月 日
検査結果	合格 不合格
検査員の職及び氏名	
指示事項	

様式第7号(規格 A4)(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

みどり市長



みどり市浄化槽設置整備補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった、みどり市浄化槽設置整備補助金について、補助金の額を確定したので、みどり市浄化槽設置整備補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり通知します。

補助金確定額 円

様式第 8 号(規格 A4)(第 11 条関係)

年 月 日

みどり市長 様

住所
氏名
電話

印

みどり市浄化槽設置整備補助金交付請求書

みどり市浄化槽設置整備補助金交付要綱第 11 条第 1 項の規定により、次のとおり請求
します。

請求額 円

《補助金振込先口座》

金融機関名	支店名	口座番号	口座種目
			1 普通
フリガナ			2 当座
口座名義			